

1」
1 空挺団第901号
令和8年5月22日

鹿児島県大島郡喜界町長 殿

陸上自衛隊
第1空挺団長
陸将補 石原 由尊
(公印省略)

喜界町における自由降下訓練中の事案に伴う再発防止策等について
(通知)

先般、陸上自衛隊第1空挺団が生起させた自由降下訓練中の主傘切離しに伴う主傘等の一時紛失事案に対し、原因の究明及び再発防止策の提示について要請いただいたところ、このたび原因を特定し、再発防止策について確立いたしました。

つきましては、別添のとおり通知いたしますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

喜界町における自由降下訓練中の事案に伴う再発防止策等

枚数・冊数：5枚

1 本事案の概要

(1) 全 般

第1空挺団の自由降下訓練において、対地約10,000ft(3,000m)を飛行する陸自ヘリコプターCH-47から降下した5名のうち2名の自由降下傘主傘と予備傘が同時に放出した。これにより、当該2名が主傘と予備傘の絡まりを防止するため、定められた緊急対処要領に基づき主傘を切り離したところ、主傘及び予備傘誘導傘を一時紛失したが、当日中に全て発見・回収した。

(2) 発生日時及び場所

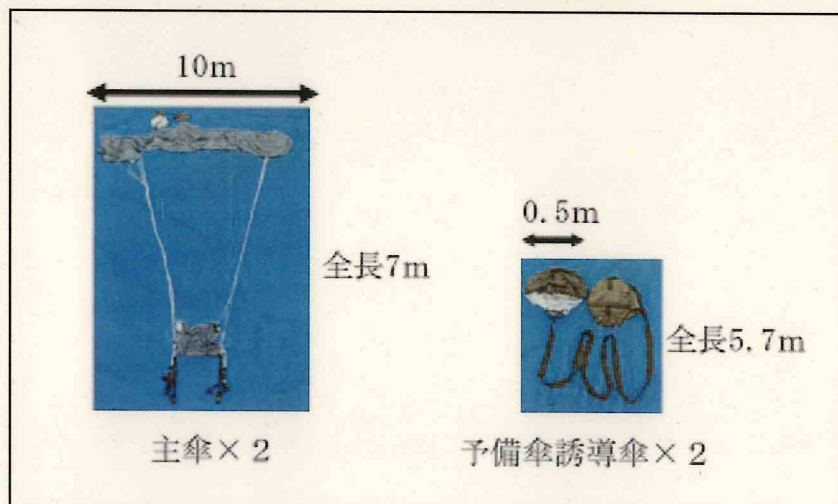
令和8年4月18日(土) 13時30分頃 喜界町湾地区(発見・回収地域)



<図①：全般概況図>

(3) 一時紛失物

自由降下傘(RA-1)主傘×2、同予備傘誘導傘×2



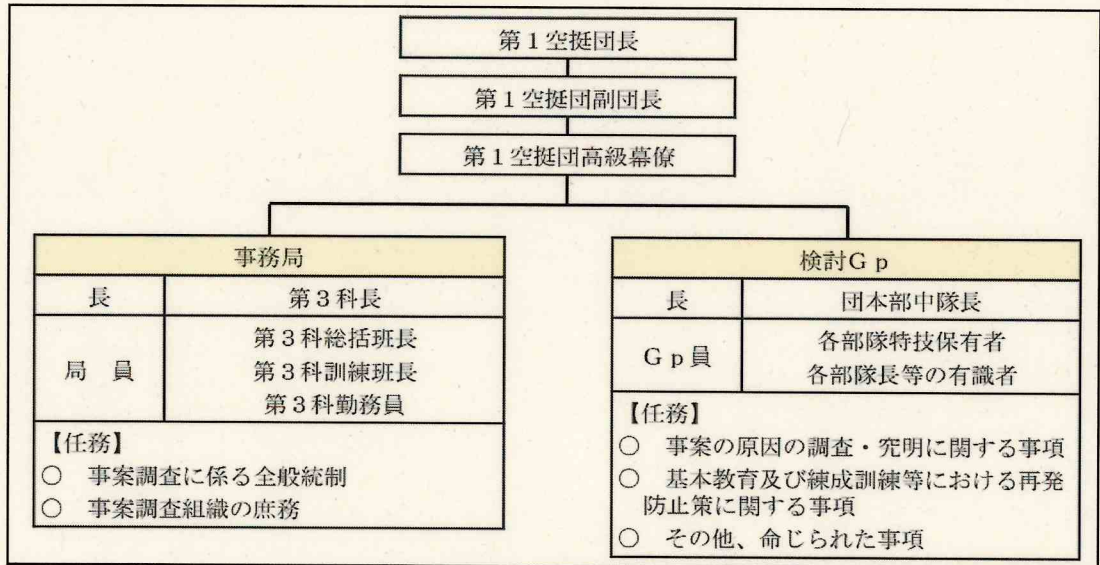
<図②：一時紛失物>

(4) 加害状況

人的・物的被害なし

2 本事業発生後の対応

- 本事業の発生直後、第1空挺団の自由降下訓練を一時中止するとともに、第1空挺団団長を長とした調査組織を編成し、事業の原因分析及び再発防止策の検討を開始した。
- 本事業の概要及び事業発生直後からの事実確認により推察し得る直接的原因を令和8年4月20日（月）に第1空挺団団長から喜界町長、同年4月21日（火）に第1空挺団高級幕僚から鹿児島県危機管理防災課参事へ説明した。
- 本事業に係る細部の事実確認を実施して、習志野駐屯地における準備段階からの全関係者の行動等を整理した上、直接的原因を導出するとともに、その原因に至った背景事項を把握し、その要因を案出、じ後、5回の調査検討会を実施し、再発防止策を案出した。



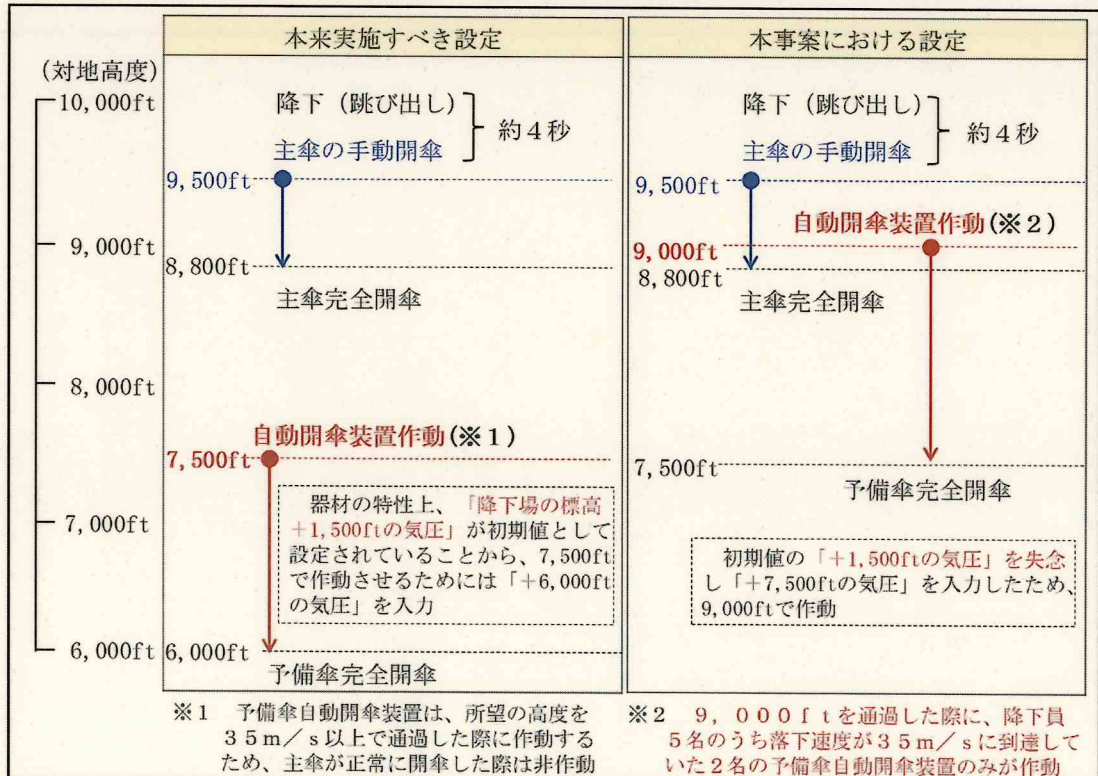
<図③：調査組織>

3 本事案の直接的な原因

- 本事案の発端となった主傘と予備傘の同時開傘が生じ得る白紙的原因を列挙し、現物確認や関係者からの聞き取り等を踏まえて分析した結果、本事案の直接的な原因が「予備傘自動開傘装置（以下「自動開傘装置」という。）の算定誤り」であることを特定した。
- 算定者は、対地10,000ftからの降下（9,500ftでの主傘の手動開傘）にあたり、自動開傘装置の設定高度を7,500ftとするよう考えていたが、降下場の標高+1,500ftの気圧が初期値として設定されていることを失念し+7,500ftの気圧を算定したため、結果的に9,000ftで開傘する高度設定となっていた。

項目	白紙的原因（可能性）	事実確認	評価
包装不備	予備傘の収納を開放する曳索ピンの差し込み不十分 ⇒ 主傘の開傘衝撃により、予備傘曳索ピンが抜け、予備傘が放出した可能性	曳索ピンの状態は、装着前に降下員及び降下長、降下直前の機上で落下傘整備中隊の機上整備係がそれぞれ正常であることを確認	可能性なし
予備傘手動索の意図しない作動	予備傘手動索環に対する装具等の引っ掛かり ⇒ 主傘の手動開傘動作時、ヘルメットから伸びる通話用コード等が予備傘手動索環を引き抜いた可能性	○ 降下直前の機内映像により、通話用コード等が予備傘手動索環に引っ掛かっていないことを確認 ○ 2名とも、主傘の開傘直後に予備傘手動索環を点検したところ、これが作動していないこと（専用ポケットに収納された状態）を確認	可能性なし
自動開傘装置の誤作動	自動開傘装置の故障 ⇒ 器材の故障により、所望の高度よりも上方で作動した可能性	落下傘整備員による包装時の点検、降下員による受領後の点検及び機上整備係による降下直前の点検において、故障（エラー表示）がないことを確認	可能性なし
	自動開傘装置の算定誤り ⇒ 装着前の自動開傘装置に誤った設定値を算定・入力したことにより、所望の高度よりも上方で作動した可能性	降着後、自動開傘装置の設定状況を確認したところ、5名全員が所望の高度よりも上方で作動する設定値を入力していたことを確認	可能性極めて大

<図④：直接的な原因の分析>



<図⑤：本事案における自動開傘装置の設定状況>

4 自動開傘装置の算定誤りに至った背景

訓練準備段階からの全関係者の行動等を把握し整理した結果、自動開傘装置の算定誤りに至った背景として、次の事項を確認した。

(1) 背景①「自動開傘装置の運用に係る認識及び取扱いの現状」

- 今次訓練では、「練成降下訓練」と「新規装備品の降下検証」の2つの目的が混在し、それぞれを担当した部隊において、自動開傘装置の運用に対する考え方が下表のとおり相違していた。なお、本事案は後者の場で発生した。

練成降下訓練 担当部隊	自動開傘装置は、降下員の相互接触による意識の喪失や重大な負傷等、自力で対処できない状況が生じた場合の最終的な保命手段という考え方であり、これに必要な最低限の高度で設定
新規装備品の 降下検証 担当部隊	自動開傘装置は、主傘の異常開傘等発生時の精神的ショックによる思考停止等、身体は正常な状態にあっても自力で対処できない場合を想定し、予備傘の開傘手段の一部という考え方であり、所定の降下場への到達（降下場外降着の回避）を追求すべく努めて高い高度で設定

- 算定者（新規装備品の降下検証担当者）は、自動開傘装置の算定及び点検要領に明確な統制がなかったことから、単独で算定し、第三者の確認も受けなかった。

(2) 背景②「自動開傘装置に係る教育内容」

自由降下の基本教育における自動開傘装置に係る教育内容は、数値の入力等、操作要領に特化したものである。

(3) 背景③「自由降下に係る練成状況」

- 自動開傘装置の設定高度が5名とも同じであったにもかかわらず、うち2名のみの主傘と予備傘が同時開傘したのは、所定の経過秒時で主傘を開傘させる「秒時（カウント）開傘」において、カウント速度に相違があった（2名のカウント速度が他の3名に比して遅く、自動開傘装置の作動条件を満たした）ためであることを機上からの映像により確認した。
- 自動開傘装置に係る教育は、基本教育の場に限定され、じ後の練成訓練において知識の維持・向上に係る施策等は実施されていない。

5 本事案の要因

前項の背景事項を踏まえ、本事案の要因（直接的原因に至った理由）を次のとおり特定した。

(1) 要因①「自動開傘装置の運用及び取り扱い規則、マニュアル等未整備」

- 自動開傘装置の運用に対する考え方が部隊（第1空挺団）として未統一
- 自動開傘装置の算定、点検要領に係る細部の規定が未整備

(2) 要因②「自由降下に係る基本教育内容不十分」

自由降下の基本教育における自動開傘装置に係る教育内容が表層的であり、設定に伴う危険性についての理解を深める教育が不十分

(3) 要因③「練成訓練の実施に係る態勢不備」

- 「秒時（カウント）開傘」に係る斉一な練度不十分
- 自動開傘装置に係る部隊（第1空挺団）としての継続的なフォローアップが不十分

6 再発防止策

特定した要因に基づき、同種事案の再発防止策を次のとおり確立した。

(1) 再発防止策①「自動開傘装置の運用及び取扱いに係る要領の明確化（規則及びマニュアル）」

- 自動開傘装置の位置付けを「最終的な保命手段」とし、必要最低限の高度で設定すること（米軍等と同様の考え方）を第1空挺団の降下訓練に係る規則に追記
- 自動開傘装置の設定高度を降下長及びその指名者の複数名により算定し、かつ、本算定状況を飛行場連絡幹部が確認することを第1空挺団の降下訓練に係る規則に追記するとともに、一連の算定手順・要領を自由降下訓練のマニュアルに反映

(2) 再発防止策②「基本教育における課目の見直し」

自由降下の基本教育における教育内容に自動開傘装置の構造・作動原理等に関する課目を追加

(3) 再発防止策③「練成訓練における態勢等の整備」

- 訓練の特性に応じ、全降下員が所定の高度で斉一に主傘を手動開傘できるよう降下前訓練で反復演練
- 自由降下特技保有者が自動開傘装置の取扱いを含む自由降下に係る練度を維持し得るよう年2回を基準とした定期教育を実施

(4) その他の再発防止策

本事案は、人的過誤が引き起こしたものであるが、自動開傘装置の使用前点検及び降下前点検並びに外注点検を継続的に実施することにより、多層的な安全措置を確保